

堺市監査委員公表第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定  
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立ビッグバン

## 第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

## 第5 施設の概要

<所管部局>

泉北ニューデザイン推進室

<指定管理者>

株式会社 丹青社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和3年度の委託料 1億5,768万7,200円

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立ビッグバン

所 在 地 南区茶山台1丁

開設年月 平成11年6月

設置目的 子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援し、「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」に位置付ける「子どもコア」の将来像を実現することを目的とする。

施設規模 ①施設構成

・屋内施設(地上5階地下1階)

・屋外施設(交流広場、ちよっとバン、後背地、駐車場ほか)

②敷地面積 98,272㎡

- ・ビッグバン敷地 26,491m<sup>2</sup>  
(大阪府が所有し、堺市が使用貸借)
- ・後背地 71,781m<sup>2</sup>  
(堺市が所有 泉ヶ丘公園予定地 56,652 m<sup>2</sup>を含む)

③屋内施設

- ・建築面積 6,530m<sup>2</sup>
- ・延床面積 13,016m<sup>2</sup>
- ・階数、高さ (本体)地上5階地下1階 33.7m  
(遊具の塔)地上8階 53m
- ・施設構造 (本体)鉄筋コンクリート造・鉄骨造  
(遊具の塔)鉄骨造

## 第6 事業状況

### <利用状況> 令和3年度

	入館者数(単位：人)							
	総数	大人	中学生	小学生	幼児(3歳以上)	3歳未満	その他※	無料エリアのみ
一般	81,043	35,583	499	14,897	17,236	5,885	5,196	1,747
団体	21,152	518	1	12,099	6,257	0	2,277	0
合計	102,195	36,101	500	26,996	23,493	5,885	7,473	1,747

※高齢者割引、障害者割引(大人、中学生、小学生、幼児)、介護、引率の人数

### <収支状況> 令和3年度

(単位：円)

	金額
収入	227,252,506
指定管理料	157,687,200
利用料金	69,564,938
その他	368
支出	233,415,613
人件費	57,869,863
光熱水費	64,229,571
委託費	53,418,694
その他	57,897,485
収支差額	△6,163,107

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について調査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金の収入状況として、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載することとされている。

しかし、事業報告書に記載されている利用料金の収入状況に、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載していなかった。

#### [事業報告書の収支状況について（意見）]

指定管理者は、事業報告書で記載している指定管理の収支状況において、支出予算額として人件費、管理費、事業費（以下「人件費等」という。）の合計額（2億2,269万9,000円）の10%で算出した本社費（一般管理費）を計上している。一方、人件費等の決算額は予算額と異なり、2億741万4,613円であるにもかかわらず、本社費（一般管理費）を予算額と同額の2,225万7,000円計上していた。

本社費（一般管理費）について、事業報告書等では、具体的な対象経費や算出方法が不明であり、予算額と決算額で一定額を計上することの合理性も明確にされていない。

市としては、施設の管理運営における収支を適切に把握することで経年

比較や指定管理料の妥当性を検証することが可能になるため、管理運営の実態を適切に表した収支状況の提出を指定管理者に求められたい。

#### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請をし、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができると規定されている。

しかし、堺市立ビッグバン第2駐車場の管理業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

- (2) 本施設が大阪府から市に移管されるに際して締結したビッグバン施設及び後背地の譲渡並びにビッグバン敷地の使用貸借に関する覚書（以下「覚書」という。）において、物品の譲渡等を含めた施設の引継ぎについて取決めを交わしている。この覚書の中で、39点の物品が大阪府から市に譲渡されている。

しかし、施設内には39点の物品以外にも多数の物品が存在しているが、これらの物品については、大阪府から市に譲渡された物品と、大阪府から移管される以前の指定管理者から現在の指定管理者に直接譲渡された物品が混在しており、市所有物を特定できていなかった。なお、備品管理について、堺市会計規則に定められているが、適切に遵守されていなかった。

#### [市貸与備品等の取扱いについて（意見）]

市が指定管理者に貸与している備品等の中に貨物自動車があるが、現状ナンバープレートを取り外し、使用していない状態になっている。他にも使用できない備品等が5点あった。

これらの備品等にも保管場所が必要となることから、市は、所管換えや売却等で有効活用を図るか、使用できない備品等については廃棄を検討されたい。

#### [施設内事故の防止について（要望）]

基本協定書において、指定管理者は、病院を受診した事象や頭部の打撲、骨折が疑われる場合等の重大な事故について、速やかに事故報告書で市に報告しなければならないとされており、重大な事故は、令和3年度は3件、

令和4年度は11月時点で5件発生した旨、指定管理者から報告があった。

指定管理者は、事故の内容を踏まえ、より一層、利用者への啓発や施設内の日常点検、遊具の安全性の確保に取り組むなど、重大な事故が発生しないよう留意されたい。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。